

扶養状況届 (子の出生のとき)

記入例

被保険者証の
記号・番号

20 - 123456

被保険者
氏名

健康 太郎

認定対象者
(子)の氏名

健康 愛子

- 本書は、原本を被扶養者異動届に添付して提出してください。
- 太枠内の該当する部分に、チェック(✓または○)および必要事項をご記入ください。

休業等を取得しない場合は、
0日と記入してください。

1. 扶養申請理由

被扶養者として認定されるには、調査対象者の年間収入額が認定基準を満たしていることは勿論のことですが、被保険者により生計を維持されている(主に被保険者の収入により生活している)、また、今後もその状況が継続することが認定の要件として必要となります。

(1) 今回、扶養申請を行う理由について記入してください。

- 配偶者は私(被保険者)の被扶養者であり扶養能力がないため、私の収入で生まれた子を扶養する
- 今後1年間の収入は、私(被保険者)の方が多くなる見込みのため、主に私の収入で生まれた子を扶養する
- 私(被保険者)と配偶者の今後1年間の収入は同程度の見込みであるが、主に私の収入で生まれた子を扶養する
- 今後1年間の収入は配偶者の方が多見込みであるが、その差額は、配偶者の収入見込額の1割以内であることから、主に私(被保険者)の収入で生まれた子を扶養する

2. 被保険者と認定対象者の世帯状況について

(1) 同居・別居区分について記入してください。 ※被保険者の会社都合による単身赴任は、同居として取り扱います。

- 被保険者と同居している
- 被保険者と別居している
 - 里帰り出産に伴う一時的な別居
 - その他(理由:)

(2) (1)で「被保険者と別居している」ときの理由が、「その他」の場合は仕送り状況等について記入してください。

1か月当たりの仕送り額	円	年間仕送り総額	円
-------------	---	---------	---

3. 被保険者の配偶者について

(1) 「被保険者の配偶者」が、現在加入している医療保険について記入してください。
「中国電力健康保険組合の被扶養者」のときは、項番「3」の(2)および(3)、項番「4」については、記入不要です。

- 中国電力健康保険組合の被扶養者
- 中国電力健康保険組合の被保険者
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)
- 国民健康保険
- 共済組合(名称:)
- 他の健康保険組合(名称: ●▲■健康保険組合)
- 国民健康保険組合(名称:)
- その他(名称:)

休業等を取得しない場合は、
0日と記入してください。

(2) 「被保険者の配偶者」の休業等の予定について記入してください。

① 産前産後休業期間(女性のみ)	令和 5 年 4 月 20 日から 令和 5 年 6 月 14 日まで	56 日間
② 育児休業期間(予定)	令和 5 年 6 月 15 日から 令和 6 年 4 月 19 日まで	310 日間
③ 退職(予定)	令和 年 月 日	

(3) 「被保険者の配偶者」の収入状況について記入してください。

	異動日前年(1~12月)の収入実績	異動日以降1年間の収入見込
① 給与(パート・アルバイト含む)・賞与・諸手当	4,850,307 円	185,320 円
② 非課税交通費	82,000 円	0 円
③ 事業収入(直接的必要経費等を控除した金額)	0 円	0 円
④ 出産手当金(産休が無給のときに医療保険等から支給)	180,380 円	240,650 円
⑤ 育児休業給付金	0 円	2,750,455 円
⑥ その他()	0 円	0 円
合計金額	5,112,687 円	3,176,425 円

4. 被保険者について

(1) 「被保険者」の休業等の予定について記入してください。

① 産前産後休業期間(女性のみ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	0 日間
② 育児休業期間(予定)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	0 日間

(2) 「被保険者」の収入状況について記入してください。

	異動日前年(1~12月)の収入実績	異動日以降1年間の収入見込
① 給与(パート・アルバイト含む)・賞与・諸手当	5,350,215 円	5,350,215 円
② 非課税交通費	62,500 円	62,500 円
③ 事業収入(直接的必要経費等を控除した金額)	0 円	0 円
④ 出産手当金(産休が無給のときに医療保険等から支給)	0 円	0 円
⑤ 育児休業給付金	0 円	0 円
⑥ その他()	0 円	0 円
合計金額	5,412,715 円	5,412,715 円

5. 特記事項 (項番「1」~「4」までの内容で補足・特記すべきことがあれば記入してください。)

6. 誓約

今回、本書に記載した届出内容は、事実と相違ありません。
なお、今回の届出内容が、事実と相違した場合には、中国電力健康保険組合の被扶養者認定事務取扱要則に基づき、適用の日(認定された日)に遡って認定の取消しを行うとともに、保険給付費等の返還について中国電力健康保険組合の意向に従います。
また、今後、配偶者の収入増加や扶養実態の変化等により、被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者資格の喪失手続きを行います。

令和 5 年 4 月 10 日

(注)被保険者が署名できないときは押印が必要です。

被保険者(署名) 健康 太郎

本届書の記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入のうえ、訂正した箇所近くの余白等に、被保険者氏名(サイン)を記入してください。

なお、サインに代えて訂正箇所への押印による訂正も可能とします。

ます。
の範囲を超えて個人情報を取り扱うこと

ことが困難であるとき
本人の同意を得ることが困難であるとき
ることに対して協力する必要がある場合

事業主	事実と相違ないことを証明します。	健保受付印
主 管	各 長	

夫婦共同扶養の場合の「夫婦の年間収入」の算定にあたっての確認書類は、次頁を参照してください。

【参考】夫婦共同扶養の場合の「夫婦の年間収入」の算定にあたっての確認書類

確認書類は、原本と記載がある書類以外は、「写し」を提出してください。

被保険者の配偶者が被扶養者でないときの、「被保険者および被保険者の配偶者の、今後1年間の収入見込額が確認できるもの」

収入の種類		提出書類	備考
被用者保険の被保険者の場合	給与・賞与	前年の「源泉徴収票」 ただし、「所得証明書」で前年分の給与収入が確認できるときは省略可	原則、前年の給与・賞与収入額および非課税交通費を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、休職や退職等により、前年の収入と大幅に増・減額することが明らかな場合は、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
	非課税交通費	事業主発行の前年の「非課税交通費の証明書（原本）」 または、前年1年間分の「給与明細書」 ただし、被保険者と配偶者との年間収入差が100万円以上ある場合は、金額記載のみとし、確認書類の添付は不要	
パート・アルバイト収入		事業主発行の「収入見込証明書（原本）」、「労働条件通知書」、「雇用契約書」等のいずれか ただし、今後1年間（異動日以降12か月分）の収入見込額が確認できるもの	事業主発行の「収入見込証明書」は、交通費（課税・非課税とも）の記載があるもの。 原則、被保険者または認定対象者の自己申告は認めない。
事業収入		直近の「確定申告書」および「収支報告書」	原則、前年の事業収入額（直接的必要経費控除後）を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、廃業や営業規模縮小などの理由がある場合は、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
株等の譲渡収入		直近の「確定申告書」および直近1年間の取引結果がわかるもの ・特定口座で「源泉徴収あり」を選択し株等を保有する場合については、「確定申告書」に加えて「特定口座年間取引報告書」 ・暗号資産については、「確定申告書」に加えて、「暗号資産の計算書」または暗号資産交換業者が発行した「年間取引報告書」等	原則、前年の譲渡収入額を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、前年または当年において、一括譲渡しすでに保有していない場合は、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
年金収入（非課税の年金も含む）		直近の「年金振込通知書」、「年金改定通知書」等のいずれか ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・「ねんきん定期便」、「年金額試算書」、「年金見込額照会回答票」等
失業給付（雇用保険法によるもの） 失業者の退職手当（公務員であった時）		「離職票〔1〕」または「雇用保険受給資格者証」 公務員であった時は、「失業者の退職手当受給資格証」 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・退職前の、「（支払基礎日数が11日以上または労働時間が80時間以上ある月の）6か月分の給与明細書」等
出産手当金 ※ 産休中の給与が支給されないとき、申請により加入する医療保険者（健康保険組合等）から支給されるもの		支給決定通知書 等 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの なお、「出生の子」の申請において、「出生日の前年の収入額が被保険者より少ない配偶者が、被保険者より長く育児休業等を取得する場合は、「支給見込額が算定できるもの」の添付は不要とし、「扶養状況届」に支給見込額を記載する。	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・支給開始日の属する月以前12か月間の「標準報酬月額」の平均した額が確認できるもの （例） 「標準報酬月額通知書」や、支給開始日以前の「12か月分の給与明細書」等
育児休業給付金 ※ 育児休業を取得したとき、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者および公務員に対し国から支給されるもの		支給決定通知書 等 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの なお、「出生の子」の申請において、「出生日の前年の収入額が被保険者より少ない配偶者が、被保険者より長く育児休業等を取得する場合は、「支給見込額が算定できるもの」の添付は不要とし、「扶養状況届」に支給見込額を記載する。	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・育児休業開始前の、「（支払基礎日数が11日以上ある月の）6か月分の給与明細書」等
その他の収入		その収入が確認できるもの	